

# 宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会

日時：令和3年8月17日（火）

午後1時30分から午後3時30分まで

場所：宮城県行政庁舎9階 第一会議室

## 次 第

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 議 事

(1) 各部会委員等の指名について

ニホンザル部会，イノシシ部会，ニホンジカ部会，ツキノワグマ部会委員及び部長，副部会長の指名について

(2) 令和2年度第二種特定鳥獣管理事業の実績について

イ イノシシ

ロ ニホンジカ

ハ ツキノワグマ

ニ ニホンザル

(3) 各第二種特定鳥獣管理計画の達成状況及び次期計画の策定方針（案）について

(4) 指定管理鳥獣捕獲等事業（イノシシ，ニホンジカ）令和2年度評価報告書（基本評価シート）（案）及び令和3年度実施計画書（案）について

### 4 その他

### 5 閉 会

#### ◆◆◆◆◆ 配布資料 ◆◆◆◆◆

##### 〔議事資料〕

議事（2） 第二種特定鳥獣管理事業実施計画

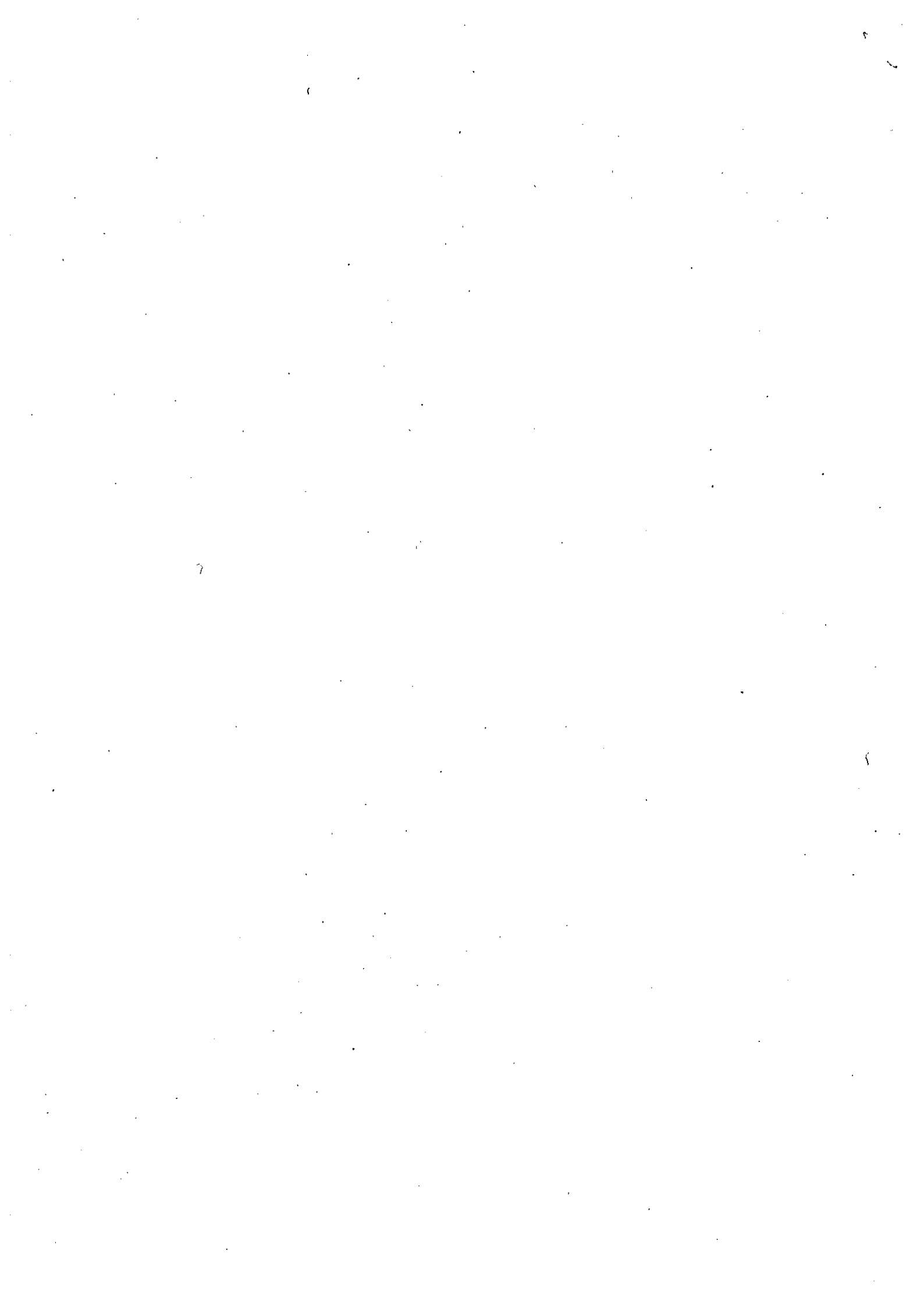
- ・令和2元年度管理事業実績報告書（県実施分）
- ・令和3年度管理事業実施計画書（県実施分）
- ・令和2年度管理事業実績報告書（市町村実施分）
- ・令和3年度管理事業実施計画書（市町村実施分）

議事（3） 各第二種特定鳥獣管理計画の達成状況及び次期計画の策定方針（案）

議事（4） 指定管理鳥獣捕獲等事業（イノシシ，ニホンジカ）令和2年度評価報告書（基本評価シート）（案）及び令和3年度実施計画書（案）

##### 〔参考資料〕

資料1 第二種特定鳥獣に関する各種データ



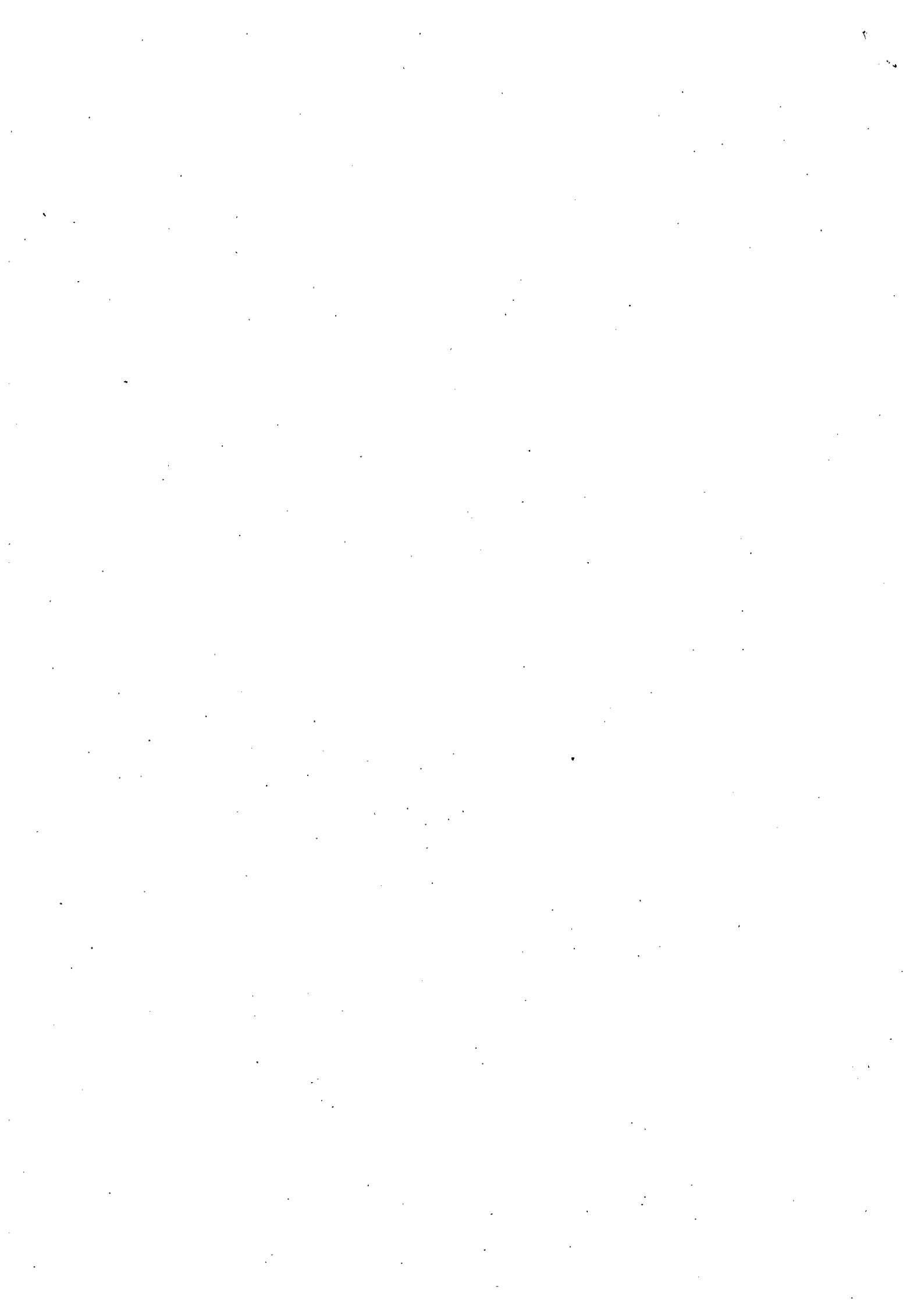
## 宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会委員

(敬称略)

区 分	氏 名	役 職 等	備 考
学識経験者	土 屋 剛	日本鹿研究協会会長	
	平 田 滋 樹	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 畜産研究部門上級研究員	
"	辻 大 和	石巻専修大学理工学部准教授	オンライン出席
"	相 澤 あゆみ	一般社団法人サステナビリティセンター野生動物 管理専門員	
自然保護関係団体	大 槻 祐 佳	動物救護里親の会副会長	
"	阿 部 育 子	ストップ温暖化センターみやぎ副センター長	
"	早 坂 裕 子	公益財団法人日本自然保護協会自然観察指導員	
教育関係機関	一 條 美 奈	大崎市立田尻小学校長	
関係市町村代表	村 上 忠 則	白石市民経済部農林課長	
"	金久保 美 喜	仙台市環境局環境部環境共生課長	
"	佐 藤 靖 弘	栗原市農林振興部農林畜産課長	
"	及 川 正 彦	石巻市産業部農業基盤整備室長兼産業部二ホンジカ 対策室長	
狩猟者団体	安 部 周 治	一般社団法人宮城県猟友会副会長	
関係行政機関	岩 谷 靖	東北森林管理局仙台森林管理署総括森林整備官	オンライン出席
農業関係者	後 藤 秀 樹	宮城県農業共済組合第一事業部農産園芸課長	
"	富 田 慶 子	農業者	
林業関係団体	木 村 明 子	宮城中央森林組合総務課長	
		17人(定員20人)	

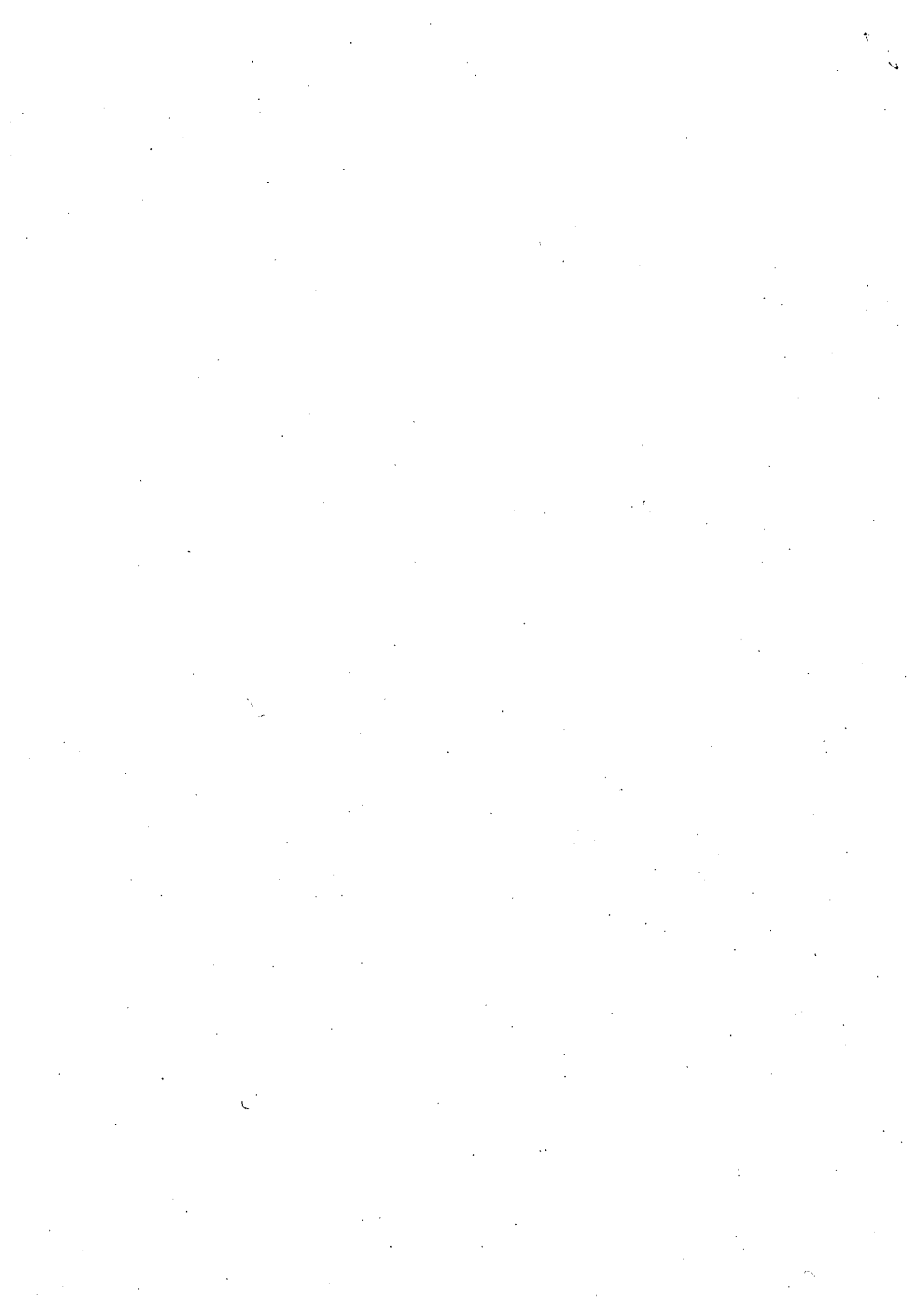
任期 令和3年8月1日～令和5年7月31日

令和3年8月1日現在



宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会 事務局名簿

	氏 名	役 職 等	備 考
1	佐々木 康 栄	環境生活部参事兼自然保護課長	
2	高 橋 倫太郎	環境生活部自然保護課副参事兼総括課長補佐	
3	三 島 直 温	環境生活部自然保護課技術副参事（緑化推進担当）	
4	江 刺 ひろ子	環境生活部自然保護課総括課長補佐	
5	引 地 誠	環境生活部自然保護課主幹（野生生物保護班）	
6	仁 木 尚	環境生活部自然保護課主任主査	
7	水 田 展 洋	環境生活部自然保護課技術主任主査	
8	野 澤 雅 裕	環境生活部自然保護課主事	
9	村 木 倫 康	環境生活部自然保護課主事	
10	金 和 希	農政部農山漁村なりわい課技師	
11	佐 藤 拓 海	農政部農山漁村なりわい課技師	
12	山 田 啓 世	仙台地方振興事務所林業振興部主事	
13	清 野 凌	北部地方振興事務所栗原地域事務所林業振興部 主事	
14	森 誠 司	東部地方振興事務所登米地域事務所林業振興部 技術次長（森林整備班長）	



特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会 座席表

傍聴席	木村委員	相澤委員 平田委員	土屋委員 阿部委員	大槻委員 早坂委員	一條委員	【オンライン出席】 ・辻委員 ・岩谷委員			
富田委員					村上委員				
後藤委員					金久保委員				
安部委員					佐藤委員				
記者席	村木 主事	引地 班長	江刺 総括課長補佐	佐々木 課長	三島 技術副参事	高橋 副参事兼総括課長補佐	仁木 主任主査	水田 技術主任主査	及川委員
野澤 主事	仙台 地方振興事務所	北群地方 振興事務所 栗原地域事務所	東部地方 振興事務所 登米地域事務所	農山漁村 なりわい課	農山漁村 なりわい課	出入り口			
出入り口					出入り口				





## ○特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例

平成十七年三月二十五日

宮城県条例第四十四号

特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例をここに公布する。

### 特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例

#### (設置)

第一条 知事の諮問等に応じ、次に掲げる事項に関し調査審議するため、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第七条第一項に規定する第一種特定鳥獣保護計画及び同法第七条の二第一項に規定する第二種特定鳥獣管理計画(以下これらの計画を「保護管理計画」という。)の実施方法等の検討及び評価に関すること。
  - 二 保護管理計画の作成に係る地域住民その他の関係者の合意形成に関すること。
  - 三 前二号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める事項
- (平二七条例一六・一部改正)

#### (組織等)

第二条 委員会は、委員二十人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者、関係行政機関の職員、農業関係団体、自然保護団体又は狩猟者団体の役員又は職員、地域住民の意見を代表する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

#### (委員長及び副委員長)

第三条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第四条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すると

ころによる。ただし、委員長が委員会に諮って議決を要しないと定めたものについては、この限りでない。

(部会)

第五条 委員会に、次の各号に掲げる部会を置き、当該各号に定める鳥獣に係る保護管理計画の実施方法の分析、評価等に関し調査審議する。

- 一 ニホンザル部会 ニホンザル
- 二 ツキノワグマ部会 ツキノワグマ
- 三 イノシシ部会 イノシシ
- 四 ニホンジカ部会 ニホンジカ

- 2 委員会に、前項の規定により部会の所掌に属させられた事項(以下「所掌事項」という。)の調査審議に資するため、部会委員を置く。
- 3 部会委員は、所掌事項に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 4 部会に属すべき委員及び部会委員は、十人以内とし、委員長が指名する。
- 5 部会に、部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員のうちから、委員長が指名する。
- 6 第二条第三項及び第四項の規定は部会委員について、前二条(第三条第一項を除く。)の規定は部会について準用する。

(平一八条例六四・平二〇条例四六・一部改正)

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。  
(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成一八年条例第六四号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(部会委員の任期の特例)

- 2 この条例の施行の日から平成十八年九月三十日までの間に任命された改正後の特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例第五条第一項第二号に掲げる部会に係る部会委員の任期は、同条第六項において準用する同条例第二条第三項の規定にかかわらず、平成十九年三月三十一日までとする。

附 則(平成二〇年条例第四六号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(部会委員の任期の特例)

- 2 この条例の施行の日から平成二十年八月三十一日までの間に任命された改正後の特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例第五条第一項第三号及び第四号に掲げる部会に係る部会委員の任期は、同条第六項において準用する同条例第二条第三項の規定にかかわらず、平成二十一年七月三十一日までとする。

附 則(平成二七年条例第一六号)

この条例は、平成二十七年五月二十九日から施行する。

